

# 10月分から児童手当制度が改正されます

改正は12月支給分から



10月分（12月支給分）から児童手当制度が以下のように変わります。  
なお、10月支給分は改正前の金額・対象者での支給です。

☎総合福祉課児童給付係  
995-1841

## 制度内容の比較

| 内容             | 改正前（9月分まで）                                                                                                                   | 改正後（10月分から）                                                                                                    |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 受給資格者<br>（変更無） | 裾野市に住所があり、対象の子どもを養育する父母等のうち、所得の高い人<br>※受給資格者が公務員の場合、勤務先での支給となります。                                                            |                                                                                                                |
| 支給対象           | 国内に住所がある中学生までの子ども<br>（15歳到達後の最初の年度末まで）                                                                                       | 国内に住所がある <b>高校生年代までの子ども</b><br>（ <b>18歳</b> 到達後の最初の年度末まで）                                                      |
| 所得制限           | 所得制限あり                                                                                                                       | 所得制限 <b>なし</b>                                                                                                 |
| 手当月額           | ・ 3歳未満：15,000円<br>・ 3歳～小学校修了まで：<br>第1子・第2子→10,000円<br>第3子以降→15,000円<br>・ 中学生：10,000円<br>・ 所得制限限度額以上、上限限度額未満：<br>5,000円（特例給付） | ・ 3歳未満：<br>第1子・第2子→15,000円<br><b>第3子以降→30,000円</b><br>・ 3歳～高校生年代まで：<br>第1子・第2子→10,000円<br><b>第3子以降→30,000円</b> |
| 子どもの<br>カウント方法 | 高校生年代（H18.4.2～H21.4.1生）<br>からカウント                                                                                            | <b>大学生年代（H14.4.2～H18.4.1生）</b><br>からカウント<br><b>※保護者の経済的負担がある場合に限る</b>                                          |
| 支給月            | 2月、6月、10月（年3回）<br>※支給月の前4カ月分を支給                                                                                              | 2月、 <b>4月</b> 、6月、 <b>8月</b> 、10月、 <b>12月</b> （年6回）<br>※支給月の前2カ月分を支給                                           |

## 改正後の手当の支給にあたっては、申請が必要な場合と不要な場合があります

### 申請が必要な人

- 所得超過により児童手当・特例給付を受給していない人
- 現在児童手当等を受給しておらず、高校生年代の子ども（H18.4.2～H21.4.1生）を養育している人
- 大学生年代までの子ども（H14.4.2～H18.4.1）がいて、その子どもを含めて3人以上の子どもを監護養育している人
- 現在児童手当等を受給していて、市外に住所を有する高校生年代の子どもがいる人（既に市に届出している場合は、申請が不要です）

- 市で把握できる対象者には、9月上旬に市から制度改正の案内を送付します。該当の人は申請手続きをしてください。
- 案内が届かない場合でも、左記に該当する場合は申請が必要です。
- 既に市から児童手当等を受給していて、該当しない人は原則申請は不要です。
- 詳細は市公式ウェブサイトを確認ください。今回の制度改正によって、申請が必要かどうかの簡易な判定フォームも掲載しています。

